

平成28年度 随意契約の公表(建築部)

※契約内容の詳細につきましては、各担当課にお問い合わせ下さい。

平成28年10月 1日から平成29年 3月31日までの随意契約

【建築部】

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
公共建築課	安中保育所((仮称)安中認定こども園)園舎改築に伴うガス設備工事	平成28年12月12日	大阪瓦斯株式会社	東大阪市稲葉二丁目3番17号	10,010,520	ガス事業法の規定に基づき、施工者が特定される工事に該当するため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
公共建築課	安中保育所((仮称)安中認定こども園)園舎改築に伴う工事監理業務	平成28年12月22日	株式会社山本建築設計事務所	松原市新堂一丁目523番6号	9,342,000	本業務は設計業務と非常に密接な関連性があり、設計業務を行った同社と契約を行うことで効率的な業務の履行を確保できることや、設計内容・コンセプトを十分に理解していることから経費の削減が図れ、有利に契約できるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に該当)
公共建築課	竹淵コミュニティセンター建設に伴う工事監理業務	平成28年12月26日	株式会社内藤設計	大阪市中央区今橋二丁目2番11号	7,776,000	本業務は設計業務と非常に密接な関連性があり、設計業務を行った同社と契約を行うことで効率的な業務の履行を確保できることや、設計内容・コンセプトを十分に理解していることから経費の削減が図れ、有利に契約できるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に該当)
公共建築課	竹淵コミュニティセンター建設に伴う埋蔵文化財発掘調査業務	平成28年12月14日	公益財団法人八尾市文化財調査研究会	八尾市幸町四丁目58番地の2	3,186,000	文化庁通知により、公共的団体である同公益財団でないとならば当該業務を履行できないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)